

第 77 回原状回復対策協議会について

現在、青森県境不法投棄現場において、撤去された廃棄物の下にある汚染された地下水の浄化などに取り組んでいます。去る 9 月 14 日（土）に開催された現地視察及び協議会の内容についてお知らせします。

1 現地視察について

(1) 1, 4 - ジオキサン（※）対策

1, 4 - ジオキサンで汚染された現場北側法面の汚染土壌掘削除去工事の状況を視察しました。本工事は前回の協議会において、経済性及び対策効果に優れるものとして説明していたもので、今年の 5 月から実施しており 8 月末現在の進捗率は約 50%となっております。

※1, 4-ジオキサンは平成 21 年に環境基準が定められた化学物質で化学工業等で使われています。水に溶けやすいという特徴があります。



写真：北側法面の掘削状況

(2) 跡地利用に向けた活動

平成 30 年度に植えた苗木の育成状況について

確認しました。アカマツ、ミズナラは、土壌改良の有無による生存率の違いは見られませんでした。ウルシに関しては、水はけを良くした改良土壌に植えることで生存率が著しく向上しました。

2 協議会について

(1) 跡地利用について

現場を三つのエリアに分けて、東側については自然力による植生回復を、中央部については既存施設を活用した産業の誘致を、北西部エリアについては事案の教訓を伝える取組の実施を目指し、引き続きワーキンググループで協議を進めていく予定です。

(2) 水質モニタリング結果について

いくつかの地点で 1, 4-ジオキサンや水銀等の有害物質について環境基準の超過がみられますが、周辺表流水等では、これら物質の環境基準の超過はありませんでした。

(3) 1, 4-ジオキサン対策について

これまでに講じてきた地下水揚水、高濃度汚染箇所掘削除去、注水による洗い出し等の対策により、汚染濃度は着実に低下し汚染範囲も縮小しています。今後、浄化事業の完了を専門家委員会で検討し、関係機関と調整しながら事業を進めていきます。

(4) 水銀調査結果について

これまでの調査結果と、土壌汚染対策法に基づき環境省が示しているガイドラインによる判定の結果、検出された水銀は全て自然由来と判断されました。また、これまでのモニタリングで周辺環境への悪影響も生じていないことから、水銀汚染対策調査は終了します。

なお、モニタリングについては今後も継続していきます。

第 78 回原状回復対策協議会を次のとおり開催する予定です。

日時 令和 2 年 3 月 14 日（土） 14：20 から

場所 二戸地区合同庁舎 1 階 大会議室（二戸市石切所字荷渡 6-3）

どなたでも御自由に傍聴できます。